

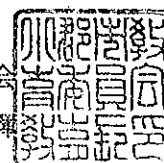


23小教教第644号

平成23年5月31日

小郡三井医師会長 殿

小郡市教育委員会
教育長 清武 輝



平成23年度小郡市児童・生徒就学指導委員会委員の推薦について（依頼）

時下、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市の就学指導にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も就学指導委員会委員を選任する時期となり、別紙規則に従って選任を進めております。

つきましては、貴医師会より学校医代表2名の推薦をお願いいたします。

なお、参考として年間計画（案）と昨年度の名簿を添付しております。

ご多忙中申し訳ございませんが、6月20日（月）までにご推薦下さいますよう、よろしくお願いいたします。

小郡市教育委員会 教務課 坂本

電話＝0942－72－2111

FAX＝0942－73－5860

平成 2 3 年度就学指導委員会事業計画(案)

月	内 容
4	
5	
6	
7	【7月13日】 第1回就学指導委員会 委員委嘱・方針説明
8	
9	
10	未就学児健康診断
11	【11月30日】 第2回就学指導委員会 学校代表者会 (第2次審査)
12	【12月20日】 第3回就学指導委員会 (第3次審査) 最終判定教委答申 各学校へ結果の通知
1	
2	学級編成
3	

平成22年度 小郡市児童生徒就学指導委員名簿

任 期 平成22年7月1日～平成23年6月30日まで

第 3 条	職 名	氏 名	備 考
(第1号)	小・中学校長代表 及び幼稚園長代表	金子 武司	小郡幼稚園園長
		井手 登士昭	御原小学校校長
		柏木 和治	三国中学校校長
(第2号)	小・中学校教頭代表	松葉 廣則	小郡小学校教頭
		村井 和夫	宝城中学校教頭
(第3号)	特別支援学級担任者 代表	藤井 富美香	三国小学校教諭
		鈴木 由里子	小郡中学校教諭
(第4号)	学校医代表	福富 稔明	大原小学校校医
		山下 康博	のぞみが丘小学校校医
(第5号)	家庭相談員	有川 政次	小郡市家庭相談員
(第6号)	指導主事	工藤 正則	小郡市指導主事
(第7号)	学識経験者	柿原 淳	小郡特別支援学校教諭
		大石 隆	教育相談室主任相談員

○小郡市児童生徒就学指導委員会規則

昭和 60 年 8 月 20 日

教委規則第 28 号

小郡市児童生徒適正就学指導委員会規則(昭和 49 年小郡市教委規則第 47 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 小郡市児童生徒就学指導委員会(以下「委員会」という。)は、本市に在住する幼児及び児童生徒の心身障害児の診査を行い就学の適正化につめ、特殊教育を推進することを目的とする。

(平 8 教委規則 6・一部改正)

(業務)

第 2 条 委員会は、教育的医学的診断による検査の結果、次の業務を行う。

- (1) 対象児の各種調査と検査
- (2) 就学猶予、免除者の検討
- (3) 特別支援学校、特別支援学級の入校、入級者の診査及び助言指導
- (4) その他必要な調査研究と活動

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長代表及び幼稚園長代表 3 名
 - (2) 小・中学校教頭代表 2 名
 - (3) 特別支援学級担任者代表 2 名
 - (4) 学校医代表 2 名
 - (5) 家庭相談員 1 名
 - (6) 指導主事 1 名
 - (7) 学識経験者 若干名
- 2 顧問として、心理学者、精神科医、児童相談所員の出席を得て委員会を開くことができる。

(平 8 教委規則 6・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 職名をもって委嘱された委員がその本来の職を離れた時は、委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(役員を選出)

第6条 委員長及び副委員長は、委員会で選出する。

(役員の任務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員会を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、必要に応じて委員長が招集して会議を開く。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年5月16日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成8年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月22日教委規則第7号)

この規則は、公付の日から施行する。